

ご帰国前に必ず行っていただきたい手続きについて

インドネシアでの駐在を終えられ、そろそろご帰国を予定されている方に向けて最低限済ませて頂きたい4つの手続きについてご紹介します。今後、インドネシアへ再入国をされる予定のある方は特にご注意ください。ご帰国前でご多忙のことかと思いますが、お手続きが既に済んでいるかご確認いただき、お手続きがお済みでない方はなるべく余裕を持ち、早めのご対応を行っていただく事をお勧め致します。

1. KITAS (滞在許可) 停廃手続き・返納
2. IMTA (就労許可) 停廃手続き・返納
3. 在留届変更・帰国届
4. ジャパンクラブ登録取り消し (登録されている方)

1. KITAS (滞在許可) 停廃手続き・返納

既に多くの方がご存じかと思いますが、滞在許可の有効期限内にインドネシアを出国し再入国の予定がなく KITAS を返納せずに帰国された場合、有効期限満了後も記録として居住資格が残っている状況になってしまうため、インドネシアへ再入国される際は入国手続きが大変難しくなります。また、居住資格が残っている状態なので納税義務が発生すると見なされ請求が来るケースもあります。個人としても法人としても余計な費用と時間を費やさないよう、必ず KITAS 返納を行いましょう。

(再入国許可: Reentry Permit を取得されている場合を除きます。日本への一次帰国や近隣国への短期出張などによる一時的にインドネシア出国をする場合、Reentry Permit を取得されていないとインドネシアから出国できませんのでご注意ください。実際に Reentry Permit を取得されないまま出国しようとして結果的には出国できたものの、再入国の際、空港のイミグレーションで数時間も質問攻めにあったり、Reentry Permit 取得費用以上の罰金を支払ったり、等のケースもあります。)

*手続き方法

帰国予定日の7営業日前までに下記書類を管轄イミグレーションへ返納します。パスポート上に、出国許可: Entry Permit Only (EPO) のスタンプを押してもらえると KITAS の停廃手続きは完了です。EPO 完了後7日以内にインドネシアから出国する必要がありますので、申請開始日時の設定も十分にお気を付けてください。ビザエージェント等での代行も可能です。

必要書類

●パスポート (原本)	査証ステッカーがあるもの
●滞在許可 (KITAS)	原本
●ブルーブック	写真ページと個人データ記載ページ

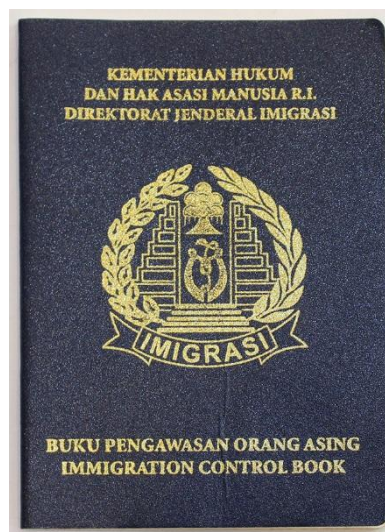
*万が一 EPO を済ませないで帰国してしまった場合、下記書類を在日本インドネシア大使館またはインドネシア領事館へ提出して KITAS 停廃手続きが可能です。ビザエージェントにて代行可能です。

必要書類

●パスポート (原本)	査証ステッカーがあるもの
●パスポートのコピー	写真のページと査証のページを A4 にまとめてコピーしたもの

●返納申請状 (原本)	現地所属先からのレター (英語もしくはインドネシア語)
●滞在許可 (KITAS)	原本
●ブルーブック	写真ページと個人データ記載ページ
●DPKK 領収書 (FORM A と FORM B)	DPKK (技術能力開発基金) 振込みの際の 領収書 (SLIP SETORAN DPKK DEPNAKER)

※ブルーブックサンプル※



※DPKK 領収書 Form A サンプル※

※DPKK 領収書 Form B サンプル※

2. IMTA (就労許可) 停廃手続き・返納

KITAS の停廃手続き (EPO) が完了し、安心されていらっしゃいませんか？インドネシアで就業されている方は必ず滞在許可 (KITAS) と就業許可 (IMTA) を取得されているはずです。IMTA とは、A 社で B さん (外国人) の雇用を許可するにあたるもので、通常会社で保管しているので実物をご覧になられた方は少ないかもしれませんが、ご帰国時には KITAS 同様に IMTA の返納も行って頂く必要があります。

IMTA 返納の場合、返納証明など特にパスポートへ印がつけられることがないため気が付いていらっしゃらない方もいらっしゃるかもしれませんが、通常は KITAS の返納と同時に所属会社のビザ担当者の方で IMTA 返納も行われています。

しかし、所属会社の担当者が外国人雇用関連情報に精通されていない場合、KITAS の返納のみ行い IMTA の返納が行われていない事も実際にあります。IMTA の返納ができていなかったがために次回インドネシアへ入国する際、入国手続きが大変だったというケースもあります。

***手続き方法**

イミグレーションでの EPO 処理後、下記書類を労働省へ提出し、返納手続きを行います。ビザエージェントにて代行可能です。

IMTA の返納手続きは KITAS 返納手続きとは異なり、日本国内での手続きができないため、手続きせずに帰国した場合は在インドネシアのビザエージェント代行でお手続きが可能です。

必要書類

●パスポート (コピー可)	EPO のスタンプがあるページのカラーコピー
●IMTA 原本	
●KITAS のコピー	

※ぜひこの機会に KITAS と IMTA の返納状況を所属会社ビザご担当者様に確認されてみてください。万が一、お手続きがまだお済でない方がいらっしゃいましたら、直ぐにお手続きを開始いただくことをお勧めいたします。

3. 在留届変更・帰国届

3か月以上連続して海外に滞在される方でしたら在インドネシア日本大使館へ在留届を提出されていることと思います。ご帰国時この在留届の停止（帰国届の提出）をされずにご帰国されてしまう方もいらっしゃるようです。変更がなされていない場合は、緊急事態の際等に、在留確認ができないなどの支障が生じることに繋がり在留届ご登録先の緊急連絡先へ連絡がいく場合がありますのでご注意ください。

*下記パターンにて手続きが可能です。

I、インターネット「在留届電子届システム」を使用して
外務省ホームページ上で在留届の提出や届出内容の変更、帰国の届出ができるようになりましたのでご利用ください。忙しくて大使館へ行く時間がない！という方に大変お勧めです。

(www.ezairyu.mofa.go.jp) こちらよりアクセス下さい。

※なお、既に直接書類で在留届を提出された方につきましては、上記システムで帰国届の提出はできませんので下記 II～IV のパターンにてお手続きください。

II、直接大使館窓口にて

在外公館窓口にて用紙を受け取りご記入、直接大使館領事部窓口へ提出。

III、用紙をダウンロードして大使館領事部へ郵送

用紙をダウンロードし大使館領事部へ郵送。

(http://www.id.emb-japan.go.jp/visaj_05.html) こちらよりダウンロードください。

郵送宛先 (在インドネシア日本大使館) :

Embassy of Japan, Consular Section

Jl. M. H. Thamrin 24 Jakarta Pusat 10350, Indonesia

IV、ジャカルタジャパクラブにて

ジャパクラブにて在留届の用紙を受け取りご記入、窓口へ提出。

(<http://jjc.or.id/>)

Menara Cakrawala 4th FLOOR (Skyline Building 4F)
Jl. M. H. Thamrin No. 9, Jakarta 10340, Indonesia

4. ジャパンクラブ登録取り消し(登録されている方)

ジャパンクラブでは法人の部と個人の部とありますが、個人部会では教養部、運動部、会報部等を設置し、ビデオ・図書の貸し出し、クラブ活動、講演会などのイベントが行われ、交友の場・情報共有の場として利用可能です。

個人の部の会員になられていらっしゃる方は、ご退会届が提出されるまでは会員登録は継続され会費が発生するので、大使館への帰国届と同様忘れずに退会届をご提出ください。

退会届のフォーマットをご記入の上、ジャパンクラブ窓口までご提出ください。

(<http://jjc.or.id/join-us/>)こちらよりフォーマットのダウンロードも可能です。

厳密に言うと上記4手続き以外にも行って頂きたい手続きがございますので詳細につきましては別途ご相談ください。ご帰国前インドネシアでのKITAS・IMTA 停廃お手続きはもちろん、万が一、KITAS・IMTAの両方、もしくはIMTAの停廃手続きをされずにご帰国されてしまった場合でも、日本側・インドネシア側どちらのお手続きについてもサポートデスクで相談に応じられます。その他ビザ等に関するお悩み事ございましたらご相談可能ですので、ぜひお気軽にご相談下さい。

以上

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地：Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 38

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,
Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者：PT. JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託)。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」[利用の手引き](#)をご覧ください。岡山県産業企画課マーケティング推進室(電話 086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。